

令和2年4月

保護者の皆様

大津市立下阪本小学校
校長 上畠 憲一

非常変災時（「暴風警報」発令等）における措置について(お知らせ)

炎暑の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育の推進に格別のご理解、ご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、大津市教育委員会より、市立学校園における気象警報発令時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準について通知がありました。

つきましては、学校といたしましても非常変災時における措置に従い、児童の皆さんの安全を期したいと考えております。ご家庭におかれましては、テレビ、インターネット等の情報をご確認いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 テレビ放送等で用いられる「下阪本小学校区が含まれる地域の名称」について

「滋賀県（全域）」、「滋賀県南部」、「近江南部」、「大津市南部」の4つの地域名称には、いずれも下阪本小学校区が含まれます。

2 「気象（暴風を含む警報、特別警報）」における措置

- (1) 当日の**午前7時**の時点で、**暴風を含む警報**が発表されている場合は、その日は臨時休業となります。（臨時休業の字幕やアナウンスはありません。）
- (2) 当日の**午前7時**の時点で、**特別警報**が発表されている場合は、当該地域についてはその日は臨時休業となります。（臨時休業の字幕やアナウンスはありません。）
- (3) 児童が登校後、「暴風警報」（暴風を含んだ警報）、「特別警報」が発令された場合または発令される予測がある場合には、通学路の状況を考え、**終業時刻（下校時刻）の繰り上げを行うことがあります。**
- (4) 当日の午前7時を基準とする前後の時間帯に、暴風を含む警報、特別警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて、臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行うことがあります。
 - 大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
 - 土砂災害警戒情報が発表されている。
 - 避難情報が発表され、下阪本小学校に避難所が開設されている。

※裏面も確認願います。

3 「地震」発生時における措置

前日の児童の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業となります。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて平常どおりの授業を行います。

4 「武力攻撃事態」等における措置

前日の児童の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してであった場合は、その日は臨時休業となります。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて平常どおりの授業を行います。

5 連絡方法について

- (1) 上記2の(1)・(2)に関しましては、学校からご家庭への連絡はしません。テレビ放送等をご覧ください。
- (2) 上記2の(3)・(4)に関します保護者の皆様への連絡方法につきましては、次のとおりとします。
 - ① 保護者の皆様にご登録いただいておりますメール配信により、即時、お知らせします。
 - ② メール登録されていない方につきましては、担任より、電話連絡します。
- (3) 上記3・4の臨時休業の場合は、学校からご家庭への連絡はしません。テレビ放送等をご覧ください。平常どおりの授業を行う場合のみ、連絡いたします。

6 その他

- (1) 保護者がお勤めなどで家におられない場合などは、その対応について十分に話し合っておいてください。
- (2) 台風等で学校が臨時休業となる場合など、担任から、翌日の学習や持ち物について連絡されていないときは、時間割どおりの準備をしてください。